



# スマイルあんしんカメラサービス 重要事項説明書 (契約約款・利用規約)

本書に記載の内容は、2026年2月1日現在のものです。今後、変更される場合があります。予めご了承ください。  
最新の内容については、東近江スマイルネットホームページをご確認ください。(https://www.hcnet.tv)



東近江ケーブルネットワーク株式会社

2026.2

# 目次

## ■スマイルあんしんカメラ提供に関する 重要事項説明

① サービスについて	2
② 設置工事について	2
③ ご契約にあたり	2
④ ご利用にあたり	2
⑤ 解約について	2
⑥ 屋外用ネットワークカメラの接続可能台数について	2
⑦ その他注意事項	2
⑧ お問い合わせ先について	2

## ■契約約款・利用規約

●第1章 総則	3
第1条(規約の適用等)	3
第2条(規約の変更等)	3
●第2章 契約	3
第1節 契約条件	3
第3条(契約の単位)	3
第2節 契約申込み	3
第4条(申込みの方法)	3
第5条(申込みの承諾)	3
第6条(契約の成立)	3
第7条(申込みのキャンセル等)	3
第3節 契約変更	3
第8条(設置場所の移転)	3
第9条(契約者情報などの変更)	3
第4節 契約解約・解除	3
第10条(契約者が行う解約)	3
第11条(停止および解除)	3
●第3章 サービス	3
第1節 防犯カメラサービス	3
第12条(本サービスの内容)	3
第2節 サービスの変更・中止・停止	3
第13条(サービスの変更)	3
第14条(利用の一時中断等)	4
●第4章 料金	4
第1節 料金	4
第15条(料金の適用)	4
第2節 料金の支払い義務	4
第16条(利用料等の支払い義務)	4
第17条(工事に関する費用の支払い義務)	4
第18条(機器に関する費用の支払い義務)	4
第19条(その他の費用負担)	4
第3節 料金の計算及び支払い	4
第20条(料金の計算方法等)	4
第21条(端数処理)	4
第4節 滞納金及び延滞利息	4
第22条(滞納金)	4
第23条(延滞処理)	4

●第5章 設備	4
第1節 設備等	4
第24条(設備の提供・移転・撤去、設置及び費用負担等)	4
第25条(設置場所の変更)	4
第26条(設備の設置場所の無償使用等)	4
第27条(機器等の貸与)	4
第28条(故障に伴う費用負担)	4
第2節 保安・保守	4
第29条(当社・契約者の維持責任)	4
第30条(調査・保安に対する契約者の協力)	4
第3節 その他付属品	4
第31条(付属品および映像データの管理責任)	4
●第6章 損害賠償	4
第32条(責任の制限)	4
第33条(免責事項)	4
●第7章 雑則	5
第34条(譲渡の禁止)	5
第35条(契約上の地位の承継)	5
第36条(承諾の限界)	5
第37条(禁止事項)	5
第38条(違反行為への対応)	5
第39条(通知、情報の配信等)	5
第40条(個人情報の取り扱い)	5
第41条(分離可能性)	5
第42条(債権の譲渡)	5
第43条(譲渡禁止)	5
第44条(合意管轄裁判所)	5
第45条(準拠法)	5
別記1 料金の支払方法	5
料金表I	6



# スマイルあんしんカメラ提供に関する 重要事項説明

この度は、スマイルあんしんカメラサービスにお申し込みいただきまして、誠にありがとうございます。

本書は、スマイルあんしんカメラに関して、お客さまにご確認いただきたい事項を説明しております。下記内容につきましてご一読いただき、『スマイルあんしんカメラサービスご加入に関する重要事項説明』（以下、「重要事項説明書」といいます。）、「申込書控え」および「スマイルあんしんカメラ提供に関する特定商取引法に基づく表示」とあわせてご確認くださいませようお願いいたします。

## 1 サービスについて

- スマイルあんしんカメラ（以下、「本サービス」といいます。）は、専用スマートフォンアプリにて専用屋外用ネットワークカメラの操作等を行う一戸建て向けホームIoTサービスです。

## 2 設置工事について

- 本サービスの標準工事は、宅内コンセントに設置させていただくPoEインジェクターからのPoE給電を利用した直接配線方式です。屋外用ネットワークカメラ、屋外用LANケーブルはビスで固定いたします。  
※1 解約時は機器の撤去が必要となります。  
※2 借家の場合は、オーナー／管理会社さまの事前承認が必要です。
- 本サービスは、建物の状況により、ご提供できない場合がございます。
- 施工範囲  
当社で行う工事は、当社からお貸しする本サービス用機器の設置と、サービスを利用するスマートフォン（1台）にダウンロードした専用アプリへの初期設定までです。

## 3 ご契約にあたり

- ご契約にはJCOM株式会社が提供するパーソナルIDが必要となります。

## 4 ご利用にあたり

- 本サービスをご利用いただくためには、当社が別に定めるスマートフォン等およびインターネット接続環境、無線LAN接続環境が必要となります。ただし、本サービスをご利用する際に必要な設備、通信費用およびその他費用についてはお客さまにてご負担ください。
- 本サービスをご利用いただくためには、Android 14.0以上またはiOS 15.0以上を搭載するスマートフォンに、JCOM株式会社が提供するホーム防犯カメラアプリのインストールが必要です。  
詳しくは「ホーム防犯カメラアプリ利用規約」をご覧ください。
- 専用機器ならびに専用アプリの操作方法については『スマイルあんしんカメラスタートガイド』、当社サポートサイトをご覧ください。
- 本サービスにおけるサービスの数量、性質、正確性、有用性、最新性は、保証の対象外となります。
- インターネット接続環境、ならびに宅内外で無線LAN接続を経由する場合はその接続環境等により、端末の操作ができない場合がございます。
- サービス機能・お客さまサポートの品質向上を目的にホーム防犯カメラアプリに関わる利用履歴（設定状況、利用状況など）、ご入力いただいた任意情報、OSが発行するID、端末名、位置情報を収集することがあります。収集した情報はサービスの品質・機能・サポートの向上のために利用いたします。

## 5 解約について

- 本サービスをご解約の場合は、当社までご連絡ください。解約の手続きをさせていただきます。ご解約にあたり本機器の撤去工事が必要なためお早めにご連絡ください。

## 6 屋外用ネットワークカメラの接続可能台数について

- 屋外用ネットワークカメラの一契約あたりの接続可能台数は3台です。上限を超える台数の設定はできませんので、あらかじめご了承ください。

## 7 その他注意事項

- 本サービスが技術的にご提供できない場合は、ご契約いただけません。
- 料金未納に伴う強制解除等、当社が行うサービスの解除が生じた後に、再度、本サービスのご利用をご希望される場合は、新たにご契約が必要となりますので、当社までご連絡ください。
- 本サービスの専用機器の初期不良が疑われる場合、当社までご連絡ください。当社技術員が訪問し、良品と交換いたします。
- 本サービスの専用機器の貸与期間中、機器の取扱いは、お客さまが十分に注意し行うものとします。
- 本サービスの専用機器の動作環境温度は-10～45℃となっております。環境条件が上記範囲を超えた場合は、故障する場合がございますのでご契約前に環境条件をご確認いただき、ご検討ください。
- 本サービスの専用機器に不具合が発生した場合、当社は交換または修理を行い、お客さまによる当該費用の負担はありません。
- 前記にかかわらず、本サービスの専用機器の貸与期間中、お客さまの故意または過失により、高所からの落下、浸水その他原因による故障または焼失、滅失等した場合は、お客さまが修理代金（実費）または機器損害金（15,000円（不課税））の全てを負担するものとします。
- ご加入のお客さまが、当社サービスが提供される区域外へ転居される場合、本サービスの継続利用は出来ません。
- 本サービスの利用及び専用機器に録画された映像の管理についてはお客さまが責任をもち、これらに起因して第三者との間で生じた紛争等に関しては、お客さまの自己の責任と費用において解決していただきます。

## 8 お問い合わせ先について

ご不明点ございましたら以下お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先	電話番号	受付時間
東近江ケーブルネットワーク株式会社	050-5801-2525	8:30～17:15

以上  
内容現在 2026年 2月1日

東近江ケーブルネットワーク株式会社

※本書は上記の法人とご契約いただくお客さまの重要事項説明書となります。

# スマイルあんしんカメラサービス 契約約款・利用規約

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (規約の適用等)

- 東近江ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」といいます。)は、以下の利用規約(以下「本規約」といいます。)に従って、お客様に対して「スマイルあんしんカメラ」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。本サービスは、JCOM株式会社(以下「JCOM」といいます。)が運営する防犯カメラサービスを利用して提供します。本サービスを利用されるお客さま(以下「契約者」といいます。)は、本規約に従って、本サービスを利用いただきます。予め本規約に同意されない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。
- 本規約の他、当社が定める各種の規約、当社がその都度別途ご案内する注意事項、追加規定等(以下併せて「個別規約」といいます。)も、名目のいかんにかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。本規約と個別規約が異なる場合には、個別規約の定めが優先されるものとします。
- 本サービスを利用するためには、JCOMが提供する「パーソナルID」(以下「パーソナルID」といいます。)およびパスワードが必要となります。契約者および契約者の許諾を受けて本サービスを利用する者(以下契約者と併せて「利用者」といいます。)は、本規約の他にJCOMが定める「パーソナルID利用規約」(以下「パーソナルID利用規約」といいます。)に同意の上、本サービスを利用するものとします。
- 本サービスを利用するためには、当社が別途指定するスマートフォン等(以下併せて「スマートフォン等」といいます。)に、JCOMが提供する本サービス専用のアプリケーション(以下「ホーム防犯カメラアプリ」といいます。)をインストールすることが必要です。利用者は、JCOMが定める「ホーム防犯カメラアプリ利用規約」および「ホーム防犯カメラアプリに関するアプリケーション・プライバシーポリシー」(以下「アプリラボリ」といいます。)に同意の上、本サービスを利用するものとします。

### 第 2 条 (規約の変更等)

- 当社は、この規約を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。
- 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。
- 規約変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知または周知することがあります。

## 第 2 章 契約

### 第 1 節 契約条件

#### 第 3 条 (契約の単位)

本サービス利用契約は、1世帯につき1契約とします。

#### 第 2 節 契約申込み

##### 第 4 条 (申込みの方法)

- 本サービス利用契約の申込みをするときは、その申込みをする者が予め本規約を承認し、当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することとし、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。
- 前項の場合において、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出して頂きます。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合および当社が特に認める場合は、この限りではありません。

##### 第 5 条 (申込みの承諾)

- 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。
- 当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
- 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - 屋外用ネットワークカメラ(以下「屋外カメラ」といいます。)の設置、及び本サービスの提供が技術的な理由等により困難な場合
  - 契約の申込みをした者が本サービスの料金その他の債務(本規約に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - 加入申込者が当社に通知した所要事項に虚偽および不備(書面等での名義、捺印等の相違・記入漏れ等を含みます。)がある場合
  - 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合
  - 当社の業務遂行上支障がある場合
  - その他当社が不適当と判断した場合

##### 第 6 条 (契約の成立)

- 本契約は、第4条の手續に基づいて契約者が申込みを行い、当社がこれを承諾した時点で成立します。
- 本サービスの利用開始日は、原則として屋外カメラの設置工事が完了した日とします。
- 当社は、本サービスの運営業務の全部又は一部を当社が指定する業務委託先に委託することがあります。

##### 第 7 条 (申込みのキャンセル等)

- 契約者が、本契約を訪問販売その他クーリングオフの適用がある取引形態で締結した場合、契約者は、特商法第4条に定められる法定書面を受領した日から8日を経過するまでの間、文書により利用規約および販売契約の申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。
- 第1項の規定による申込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
- 第1項の規定に基づき、契約者がその申込みの撤回または当該契約の解除を行った場合、契約者は屋外用カメラを直ちに当社が指定する方法により返却する義務を負うものとします。
- 前項の規定により当該端末の当社への返却がなされない場合、契約者は屋外用カメラ代金の支払いの責任を負うものとします。

- 第1項の規定による申込みの撤回等を行った者は、実際に支払った料金等の還付を請求することができます。ただし、予め加入申込みの撤回をする意思をもって契約の申込みを行った場合等、契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする本条の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
- インターネット申込みその他通信販売に該当する形態で本契約を締結した場合、特商法上のクーリングオフは適用されません。ただし、工事開始前に契約者が当社所定の手続によりキャンセルを申し出る場合は、本規約および当社のキャンセルポリシーに沿って対応します。

## 第 3 節 契約変更

### 第 8 条 (設置場所の移転)

- 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、屋外カメラの移転を請求できます。
- 屋外カメラの移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
- 当社は、第1項の請求があったときは、第5条(申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。
- 第1項の変更に必要な工事は、第24条(施設の提供・移転・撤去、設置及び費用負担等)に基づき当社又は当社が指定した者が行います。
- 第1項の変更に必要な工事にかかる費用については、第16条(利用料等の支払い義務)の規定に準じて取り扱います。

### 第 9 条 (契約者情報などの変更)

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出てください。

## 第 4 節 契約解約・解除

### 第 10 条 (契約者が行う解約)

- 契約者は契約を解約しようとする場合、当社所定の方法により通知していただきます。
- 契約者は解約の場合、第16条(利用料等の支払い義務)の規定による月額利用料金を含む全ての料金(解約月の月額利用料金も含む)を当該解約の日の属する月までに精算するものとします。
- 解約の場合、当社は本サービスの提供を停止し、機器等を撤去し、契約者は、別で定める工事費を負担します。ただし、撤去にともない契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
- 契約者は本条に定める解約、および第11条(停止および解除)に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表Iに定める損害金を請求します。

### 第 11 条 (停止および解除)

- 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合、通知催告等何らの手續を要することなく、本サービスの提供を停止し、契約を解除または契約者の資格を取り消すことができるものとします。なお、解約の場合は第10条(契約者が行う解約)の規定に準じて取り扱います。
  - 利用申込にかかる申告内容その他当社に提供された契約者の情報に虚偽もしくは不備またはそれらのおそれが判明した場合
  - 利用者が、本規約の定め違反し、または違反するおそれのある行為を行い、当社から当該行為の是正を求められたにもかかわらず、相当の期間内にこれを是正しなかった場合
  - 利用者が、当社の提供する本サービス以外のサービスの利用にかかる契約に違反した場合または違反のおそれがあると当社において判断した場合
  - 利用料金の請求に必要な手續として別途当社が指定する手續の完了が見込めないとき
  - 利用者が反社会的勢力であることが判明した場合
  - 契約者の所在が不明になりまたは当社所定の方法による契約者に対する連絡が困難となったとき
  - その他、契約者として不適切と当社において判断した場合
- 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、本サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その契約を解除することがあります。
- 当社は、当社または契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社、JCOMまたはJCOMの提携事業者の施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとします。

## 第 3 章 サービス

### 第 1 節 屋外カメラサービス

#### 第 12 条 (本サービスの内容)

- 当社は、契約者に対し、以下のサービスを提供します。
  - JCOMが所有し、当社が借り受けた屋外カメラを貸し出すサービス
  - 別途指定するスマートフォン等にJCOMが提供するホーム防犯カメラアプリをインストールした利用者に対し、ホーム防犯カメラアプリを介して屋外カメラの操作等を可能とするサービス
- 第1項 第1号のサービスでは、1つの本サービス利用契約ごとに、屋外カメラを最大3台まで貸し出しを受けることができます。
- 本サービスの利用者による行為は、契約者によるものとみなします。
- 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を変更し、または廃止できるものとします。当社およびJCOMは、本サービス内容の変更または廃止により契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

### 第 2 節 サービスの変更・中止・停止

#### 第 13 条 (サービスの変更)

- 契約者は、当社が提供する本サービスの変更を申請することができます。
- 本サービスの変更の場合には、第6条(契約の成立)の規定に準じて取り扱います。
- 変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、契約者は、別に定める工事費等を支払っていただきます。

- 4 当社は、契約者の支払遅延等契約者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。
- 5 本サービスの変更を行った場合には、変更後のサービス料金に従っていただきます。ただし、月の途中での変更の場合には、当社は、変更日の翌日を基準として、属する月の翌月分から精算します。

#### 第 14 条 (利用の一時中断等)

- 当社は、次のいずれかに該当する場合には、契約者および利用者の同意を得ることなく、本サービスの全部または一部の利用を一時中断または一時停止することができます。
- (1) 本サービスを提供するために使用するネットワークまたは設備を工事または保守する必要がある場合
  - (2) 火災、停電、天災等の不可抗力その他当社の責に帰すことができない事由に起因して本サービスの提供が不能または困難になった場合
  - (3) 運用上または技術上、本サービスの提供が不能または困難になった場合
  - (4) 本サービスを提供するための通信の輻輳または回線の障害等が生じた場合

### 第 4 章 料金

#### 第 1 節 料金

##### 第 15 条 (料金の適用)

- 1 当社が提供する本サービスの料金は、利用料、及び工事に関する費用とし、料金表1に定めるところによります。
- 2 料金の支払方法は、別記1に定めるところによります。

#### 第 2 節 料金の支払い義務

##### 第 16 条 (利用料等の支払い義務)

- 1 契約者は、別記1に定める方法により料金を支払うものとします。
- 2 本サービスの月額利用料金について、屋外カメラを設置した日から翌日を基準として属する月の翌月分から請求します。
- 3 当社は、本規約等で別段の定めがある場合を除き、受領した月額利用料の返還は行いません。

##### 第 17 条 (工事に関する費用の支払い義務)

- 1 契約者は、本規約に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、別に定める工事費等の支払を要します。ただし、工事の着手前又は請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
- 2 契約者は、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

##### 第 18 条 (機器に関する費用の支払い義務)

契約者は、故意または過失により当社から貸与している屋外カメラを故障、破損させた場合は、料金表1に定める損害金を、また、紛失および修理不能による場合は、第10条(契約者が行う解約)で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

##### 第 19 条 (その他の費用負担)

- 1 契約者は、別途本サービスの利用のため、スマートフォン等およびインターネット接続環境および無線LAN接続環境を用意するものとします。なお、本サービス利用にかかる通信費用およびその他の費用は契約者が負担するものとします。
- 2 契約者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するものとします。なお、前項の環境を満たさない場合、当社およびJCOMは一切の責任を負わないものとします。

#### 第 3 節 料金の計算及び支払い

##### 第 20 条 (料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者が契約に基づき支払う料金のうち、利用料等は当社が別に定める方法により計算します。
- 2 当社は、暦月の初日以外の日にサービスの変更により利用料の額が増加又は減少したときは、サービスの変更のあった翌日を基準として、属する月の翌月分から請求します。

##### 第 21 条 (端数処理)

料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。ただし、その計算途中においては、この限りではありません。

#### 第 4 節 滞納金及び延滞利息

##### 第 22 条 (滞納金)

契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額に消費税相当額を加算した額を当社が別に定める方法により支払っていただきます。

##### 第 23 条 (延滞処理)

- 1 契約者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払いがない場合で、翌月分とあわせてお支払いいただくこととした翌月の支払期日を経過してもなおお支払いがない場合(当社が支払を確認できない場合も含みます。)には、別に定める延滞手数料を加算して当社に支払っていただきます。
- 2 前項の延滞処理にもかかわらず、契約者は、料金その他の債務(延滞手数料は除きます。)について、支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞損害金として当社に支払っていただきます。

### 第 5 章 設備

#### 第 1 節 設備等

##### 第 24 条 (設備の提供・移転・撤去、設置及び費用負担等)

- 1 当社が本規約に基づき本サービスを提供するために必要な工事は、当社または当社の指定する者が行うものとし、契約者は、設置または設置場所の変更にかかる費用を負担するものとします。

- 2 契約者は、使用上の注意事項を厳守して屋外カメラを維持管理するものとします。なお、故意または過失により当社から貸与している屋外カメラを故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、料金表1に定める損害金を、それぞれ当社に支払うものとします。

##### 第 25 条 (設置場所の変更)

- 1 契約者は、次の場合に限り引込線および機器等の設置場所を変更できるものとします。
  - (1) 変更先が同一敷地内の場合
  - (2) 変更先が、当社がサービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合
- 2 契約者は、前項の規定により引込線および機器等の設置場所を変更しようとする場合は、当社所定の書式によりその旨申し出るものとします。ただし、移転の工事は当社または当社の指定する業者が行うものとします。
- 3 契約者は、第24条(設備の提供・移転・撤去、設置及び費用負担等)の規定にかかわらず設置場所移転に要する全ての費用を負担するものとします。

##### 第 26 条 (設備の設置場所の無償使用等)

- 1 契約者は、当社または当社の指定する業者が当社設備の設置、検査、修理等を行うため、契約者の所有または占有する敷地、家屋、構築物等への出入りについて、便宜を供与するものとします。
- 2 契約者は、設備の設置について、地主、家主その他利害関係者がいるときには予め必要な承諾を得ておくものとします。また、このことに関し後日苦情が生じたときは、契約者は責任をもって解決するものとします。
- 3 当社が契約者に対し当社が設置した当社の設備の運用にかかる電気等の使用料金は契約者が負担するものとします。

##### 第 27 条 (機器等の貸与)

- 1 当社は、契約者に第12条(本サービスの内容)の規定に準じた台数の屋外カメラを貸与します。
- 2 契約者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
- 3 契約者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第10条(契約者が行う解約)で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。
- 4 契約者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
- 5 当社が本規約に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気は契約者から提供していただきます。

##### 第 28 条 (故障に伴う費用負担)

- 1 当社は、契約者から当社が提供する本サービスに異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が契約者による場合は、契約者は、料金表1に定める損害金を負担するものとします。
- 2 契約者は、契約者の故意または過失により屋外カメラに故障または損傷が生じた場合は、料金表1に定める損害金を負担するものとします。

#### 第 2 節 保安・保守

##### 第 29 条 (当社・契約者の維持責任)

- 1 当社またはJCOMの維持管理責任の範囲は、当社またはJCOMそれぞれの設備とします。なお、契約者は当社またはJCOMの設備の維持管理の必要上、当社のサービスの全部または一部が停止することがあることを承認するものとします。
- 2 契約者の維持管理責任の範囲は、契約者設備とします。

##### 第 30 条 (調査・保安に対する契約者の協力)

契約者は当社の設備設置工事および維持管理に協力するものとします。

#### 第 3 節 その他付属品

##### 第 31 条 (付属品および映像データの管理責任)

- 1 屋外カメラに内蔵される記録媒体((以下「SDカード」といいます。))は試供品であり、その所有権は契約者に帰属するものとします。
- 2 契約者は、本サービスによりSDカードに録画された映像の管理について一切の責任を負うものとします。また、警察等の第三者から映像データの提供を求められた場合、契約者は契約者の判断でこれに対処するものとします。
- 3 本サービスにより録画される映像は、永年に蓄積されるものではなく、屋外カメラに内蔵される記録媒体の容量に応じて、順次上書きされていくものであることを契約者は予め承諾するものとします。

### 第 6 章 損害賠償

#### 第 32 条 (責任の制限)

本サービスの利用にあたり、当社の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、本サービスの1ヶ月分の月額利用料金を上限として当該損害を補償するものとします。但し、当社の故意又は重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

#### 第 33 条 (免責事項)

- 1 契約者は、本サービスを専ら自らの責任において利用するものとします。当社およびJCOMは、利用者による本サービスの利用に関連して生じた責任、負担、損害および損失(契約者のスマートフォン等内に保存されている位置情報や個人情報の漏洩、スマートフォン等の故障やデータの消失、他の契約者による権利侵害等を含みますが、これらに限りません。)について、一切責任を負わないものとし、契約者自らの責任において処理することとします。当社およびJCOMは以下のいずれに該当する支障に関してはその責を負わないものとします。
  - (1) 当社またはJCOMの設備以外の設備等に関連して発生した支障
  - (2) 設備等の維持管理のために通常必要な工事等を行うことによって発生した一時的な支障

- (3) 天災地変その他当社またはJCOMの支配を超える事由によって、契約者の設備または当社またはJCOMの設備が損壊、毀損したことによって発生した支障
- (4) 契約者の設備の経年劣化等により発生した支障
- 2 以下のいずれに該当する場合にも当社およびJCOMはその責を負わないものとします。
- (1) 契約者の責に帰すべき事由により本サービスが停止した場合
  - (2) 契約者が本規約に違反することにより、当社またはJCOMが本サービスを停止した場合
  - (3) 契約者の都合により、本サービスを一時停止した場合
  - (4) 第4条に基づき当社が設置する屋外カメラ専用機材の故障等、当社またはJCOMの都合により、本サービスが停止した場合
- 3 当社およびJCOMは、契約者による本サービスの利用及び録画映像の管理に起因して第三者との間で生じた紛争等に関して、一切の責任を負わないものとします。
- 4 当社およびJCOMは、本サービスの内容および契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性のいかなる保証も行わないものとします。
- 5 当社およびJCOMは、以下の事項に関する、クレーム、主張、要求、責任、負担、損害および損失について、一切責任を負わないものとします。
- (1) 本サービスを通じて取得したサービスの数量、性質、正確性、有用性、最新性、契約者の特定の目的に合致すること、契約者のスマートフォン等での利用の可否
  - (2) 本サービスを通じてなされた取引または約束の履行可能性
  - (3) 本サービスが契約者の目的または要求を満たしていること
  - (4) 本サービスに中断、障害が生じないこと
  - (5) 本サービスが契約者の期待する適切な時期に提供されること
  - (6) 本サービスがエラーのないものであること

## 第7章 雑則

### 第34条(譲渡の禁止)

契約者が契約に基づいて本サービスを受ける権利は、譲渡することができません。ただし、当社が特に認める場合を除きます。

### 第35条(契約上の地位の承継)

相続により契約者の地位の承継があったときは、相続人は、これを証明する書類を添えて、速やかに届出いただきます。なお、承継を証明する書類の提示を求める場合があります。

### 第36条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### 第37条(禁止事項)

- 1 利用者は、本サービスに関して、以下の行為をしてはなりません。
  - (1) 本サービスを、犯罪行為その他の反社会的行為、もしくはこれを予告・関与・助長するために用いること
  - (2) 本サービスを、他人の権利、プライバシーの侵害、個人情報の不正取得、その他不正の目的をもって利用すること
  - (3) 本サービスを、ストーキング行為を行う等、方法のいかんを問わず、第三者に対する嫌がらせに利用すること
  - (4) ホーム防犯カメラアプリを、第三者のスマートフォン等に無断でインストールし、利用すること
  - (5) 本サービスを、利用者が利用権限を有しない端末を正当な理由無く利用・管理するために用いること
  - (6) 本サービスを第三者に再許諾すること
  - (7) 本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為をすること
  - (8) リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、その他改造行為
  - (9) 本サービスを接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
  - (10) ID等を不正に使用しまたは使用させること
  - (11) 虚偽または誤解を招くような内容を含む情報等を、掲載等または登録する行為
  - (12) 他人(他の契約者を含み、以下同様とします。)の名前その他の情報を不正利用する行為
  - (13) 当社または他人の産業財産権(特許権、商標権等)、著作権、企業秘密等の知的財産権を侵害する行為
  - (14) 当社または他人の信用もしくは名誉を侵害し、または他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為
  - (15) 本サービスの運営・提供もしくは他の契約者による本サービスの利用を妨害し、またはそれらに支障をきたす行為
  - (16) 本サービスを商業目的で使用する行為(ただし、当社が別に定めるものを除きます。)
  - (17) 法令または公序良俗に違反する行為
  - (18) コンピュータウイルスなど、有害なプログラム・スクリプトを誘導する行為
  - (19) その他、当社が不適当と判断した内容または行為
- 2 利用者は、当社と別段の合意がある場合を除き、当社が提供するインターフェース以外の手段で本サービスにアクセスしない(またはアクセスを試みない)ことに同意するものとします。

### 第38条(違反行為への対応)

- 1 当社は、利用者の行為が前条のいずれかに該当する、もしくは本規約に定める他の規定に違反すると当社が判断した場合は、利用者への事前の通知なしに、利用者の情報の一部もしくは全部の削除を行い、本サービスの利用の中止もしくは強制的な解除等、当社が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。
- 2 前項の規定に基づき、当社が講じた当該措置に起因して損害が発生した場合にも結果について、当社は一切責任を負わず、契約者は当社を免責するものとします。
- 3 前二項の規定は、当社が当該処置を講じることにより当社または第三者に損害が発生した場合における、利用者の責任を契約者の行為により発生した結果を免責するものではありません。本条項に利用者が反したことにより第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、利用者は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担

させないものとします。万一、当社が他の利用者や第三者から責任を追及された場合は、契約者はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとし

### 第39条(通知、情報の配信等)

- 1 当社が利用者に対して通知を行う場合、または本サービスに係る運営上のお知らせ、もしくは利用者にとって当社が有益と考える情報の配信(以下「通知、配信等」といいます。)を行う場合、当社は、本サービスに係るWeb サイト上に掲載(当社からの通知もしくはお知らせ等を記載したページまたはアプリケーション等にリンクを貼る行為を含みます。)する方法またはアプリケーション上に掲載する方法により、これを行うものとします。
- 2 当社は、契約者が本サービス取得時に登録した電子メールアドレス宛に、メールマガジン、アンケートおよびその他の本サービスに係る運営上の告知等のメールを送信することができます。
- 3 当社は、本サービス、前項のメール等において、当社および第三者の提供するサービスに関する広告等の情報を掲載(広告等の情報を表示したページにリンクを貼る行為を含みます。)することができるものとします。
- 4 当社は、通知、配信等を行う場合、前項に定める方法に加えて、利用者のスマートフォン等の上部通知枠(notification枠)上に掲載(当社からの通知もしくはお知らせ等を記載したページまたはアプリケーション等にリンクを貼る行為を含みます。)し、または契約者のスマートフォン等にインストールされたアプリケーションより表示されるプッシュ通知(以下「プッシュ通知」といいます。)を送信(当社からの通知もしくはお知らせ等を記載したページまたはアプリケーション等にリンクを貼る行為を含みます。)する方法により、これを行うことができるものとします。

### 第40条(個人情報の取り扱い)

- 1 当社は、本サービスの提供にあたり取得する利用者に関連する個人情報(デバイス情報やCookieによる取得等を含みます。)について、当社が公表するプライバシーポリシー(以下「当社プライバシーポリシー」といいます。)に基づき適切に取り扱います。
- 2 個人情報の登録を拒否することは可能です。ただし、その際には本サービスはご利用出来ませんので、ご了承ください。
- 3 当社は、利用者から取得した個人情報(お客さま番号、氏名、住所、メールアドレス、電話番号、申込日等)を、本サービスを提供する目的の範囲内でJCOMおよびその業務委託先に提供します。
- 4 当社は、前項に基づきJCOMに提供した個人情報について、JCOMより加工・集計された情報を受領する場合があります。
- 5 当社は、利用者による本サービスを提供する目的の範囲内で、当社の代行業者、および情報処理業者に対して個人情報の取扱いを委託する場合がございます。その場合には、当社の責任で適切な委託先を選定し、個人情報の取り扱いに関する契約を締結した上で委託いたします。
- 6 当社プライバシーポリシーは、以下に記載するWebサイト上で確認することができます。  
【当社プライバシーポリシーはこちら】  
<https://www.hcnet.tv/privacypolicy/>  
【アプリプライバシーはこちら】  
<https://www.jcom.co.jp/catv-service/cs/scamera/application-privacy-policy.html>
- 7 利用者はご自身の個人情報の開示を求める権利、訂正または削除を要求する権利があります。開示手続きに関してはこちらまでお問合せください。  
【連絡先:東近江ケーブルネットワーク株式会社】  
電話番号:050-5801-2525

### 第41条(分離可能性)

本規約等のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの規定は、継続して有効に存続するものとします。

### 第42条(債権の譲渡)

当社は、本規約に基づく債権を第三者に譲渡することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡および当社が契約者の個人情報を譲渡先に提供することにあらかじめ同意するものとします。

### 第43条(譲渡禁止)

利用者は、本規約等に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、又は自己もしくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

### 第44条(合意管轄裁判所)

契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、当社のサービス区域を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第45条(準拠法)

契約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

### 別記1 料金の支払方法

- 1 契約者は料金について、支払い期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 2 契約者は、当社所定の申込書に記入の上、金融機関の契約者の口座からの自動振替にて支払っていただきます。
- 3 料金の過払いもしくは不足が生じたときは、当社は原則、翌月の料金に充当もしくは加算します。
- 4 当社は、毎月1日から末日までを1ヶ月間として料金の計算を行います。
- 5 当社は、前項の方法で計算した利用料(月額)を、原則、当社が定めた翌月に請求するものとします。

料金表I

1 本サービス利用に伴う料金(月額利用料金)

サービス名	料金額(課税)
スマイルあんしんカメラサービス (1台あたり)	2,530円

2 損害金の額

区分	単位	料金額(不課税)
屋外カメラ	1台ごとに	15,000円

3 延滞手数料の額

区分	単位	料金額(不課税)
支払延滞手数料	1契約	14.6%



契約内容・料金・放送内容についてのお問い合わせは

**東近江ケーブルネットワーク(株)**

【所在地】東近江市池庄町505 (東近江市湖東支所南側)  
【受付時間】平日 AM8:30~PM5:15

**IP:050-5801-2525 TEL:0749-45-8391**

インターネット・サービス内容・機器についてのお問い合わせは

**東近江スマイルネット サービスセンター**

【所在地】東近江市八日市上之町7-5 (八日市高校南側)  
【受付時間】月~金 AM9:00~PM8:00 土・日・祝 AM9:00~PM6:00

**IP:050-5801-1112 TEL:0748-20-1233**

インターネットからは

<https://www.hcnet.tv>

東近江スマイルネット

検索

インターネット・ケータイから「東近江スマイルネット」と検索してください。

